

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設の事業変更許可申請に係るヒアリング（19）
2. 日時：令和5年1月30日（月）9時00分～10時15分
3. 場所：原子力規制庁10階南会議室（TV会議により実施）
4. 出席者：  
原子力規制庁  
原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門  
金子安全規制調整官、立元管理官補佐、伊藤主任安全審査官、中澤安全審査官  
  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所  
環境技術開発センター長 他2名  
安全・核セキュリティ統括本部  
安全管理部 施設保安管理課 マネージャー 他2名
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. その他  
資料なし

以上

| 時間      | 自動文字起こし結果  |
|---------|--|
| 0:00:03 | はいそれでは、規制庁中澤です。本日のヒアリングかえさせていただきますよろしくお祈いします。                                      |
| 0:00:10 | 本日はですね、申請書の点でちょっとお祈いしたいと思っけお祈いまして、補正、12月にいただいた補正申請書のページ数でいうと、5-327ページから328ページにかけて、 |
| 0:00:29 | 章で言うくと4.2. 2.6が評価のところのでして、   |
| 0:00:36 | 家族処理槽ちいが、これは記載が削除されているんですけども、その意図を教えていただければと思っけお祈いましてこれ、本日のヒアリング、                  |
| 0:00:46 | 行わせていただきました。   |
| 0:00:50 | そこから化学処理装置が削除されている理由を教えていただけますでしょうか。よろしく。よろしくお祈いします。                               |
| 0:01:00 | まず現行です。はい。   |
| 0:01:06 | それでは、ちょっと本日私はございませんが、本当にご清祥のことになろうかと思っけお祈いしますので、発言させていただきますと、普通、申請書出して、            |
| 0:01:21 | 御説明すいませんイトウですけれどもちょっと声が遠いようなのでもう少し大きな声で発言をお祈いいたします。                                |
| 0:01:33 | 失礼いたしました。  |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:01:39 | 12月の補正申請書でございますが、液体廃棄物の化学処理2位かかる部分の記載を削除をしております。                                |
| 0:01:51 | 今後、化学処理装置にて液体廃棄物を受入処理することはないということからでございます。                                      |
| 0:01:59 | 補正申請書を今当該ご説明ありました箇所におきまして、化学処理装置そのものは閉じ込め機能を有することとしてございますが、受入処理をすることがないことからですね、 |
| 0:02:14 | 本評価から削除したというものでございます。   |
| 0:02:18 | また、補足いたしますと化学処理装置につきましては、   |
| 0:02:27 | 上部海溝型で、閉じ込め機能が限定的であるということからですね、幾つかこの4.2. 2.6 評価の記載んでは、                          |
| 0:02:42 | ちょっとそぐわないというふうに考えたものでございます。同じ考え方で、使用停止する機器施設として、結城は1-5がございますけども、                |
| 0:02:53 | この保管容器に関わる部分の評価もしております。そういったところから一貫してこんな考え方で記載を削除したというものでございます。                 |
| 0:03:10 | はい。   |
| 0:03:12 | ええ。   |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:03:15 | 以上でございますが、  |
| 0:03:26 | 規制庁中澤です。ありがとうございます。   |
| 0:03:33 | 今のご説明ですと削除した理由は二つあって、一つは今後廃棄物を受け入れないから、二つ目は、  |
| 0:03:43 | ポンプ処理装置は条文が開放されていて、閉じとじ込み機能が限定的だから、   |
| 0:03:50 | 明日は2件。  |
| 0:03:52 | そういうふうな理解をいたしました。ですね。   |
| 0:04:00 | 他方です、この下は廃棄物は切れないと思うんですけども、   |
| 0:04:07 | しばらくワー化学処理装置から排気を抜くまでは、   |
| 0:04:14 | もう廃棄が入っている状態になっていると思いますので、引き続き、しばらくの間は閉じ込め機能が必要なんじゃないかと思っているんですけども、その新認識に間違いはないでしょうか。 |
| 0:04:31 | はい。下出向イマイです。  |
| 0:04:33 | はい。ご指摘の通りでございます、化学処理装置そのものを、の使用の停止までの間については、閉じ込め機能を維持すると、いうように考えておりまして、その旨につきましては、    |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:04:48 | 補正申請書の中においても、記載を追加する形でお示しをしております。                                   |
| 0:04:59 | 規制庁ナカザワです。すいませんその記載の追加されているのは具体的にどの部分にありますか。                        |
| 0:05:10 | といたしました。そうです。   |
| 0:05:17 | 分の閉じ込めの、  |
| 0:06:01 | 地域、   |
| 0:06:04 | 編集部の前です。  |
| 0:06:06 | 少しだけお時間。  |
| 0:06:08 | いただければと思いますんで、  |
| 0:06:13 | はい。はい。  |
| 0:08:39 | 原子力マイ率、失礼いたしました。  |
| 0:08:45 | 時計でいきますと 50 - 63 ページ、第 3 条閉じ込め機能をしてございます。                           |
| 0:09:02 | はい。ここを第 3 条を適合のための設計方針、第 1 項、5 が文書ございましてそのあと 2、今回の補正で付け加えた文章がございます。 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:09:17 | 廃液処理棟内に設置している化学処理装置、以下、中段、割愛いたしま<br>すが、  |
| 0:09:25 | 最後、家具処理装置、Eの使用の停止の工事に際しては使用停止する設<br>備機器の除染等が監視完了するまで閉じ込め機能を維持するというこ<br>とで、文書の方を付け加えさせていただいております。 |
| 0:09:56 | はい。規制庁の岡沢です。ありがとうございます。いんですね、ちょ<br>っとお聞きしたいんですが、その63ですとか、65のところ、                                 |
| 0:10:08 | 閉じ込め機能、  |
| 0:10:11 | 維持しますと言っているところで、327から328のところ、閉じ込め<br>のところから化学処理装置が削除されている。                                       |
| 0:10:23 | てか記載に差が出てしまっている理由がいまいちよくわからない状態<br>で、そこはどうしてなんでしょうか。ちょっと教えていただけると助<br>かります。                      |
| 0:10:48 | 保証機構の喜多村でございます。  |
| 0:10:53 | はい、どうぞ。音声届いたでしょうか。   |
| 0:10:56 | すいませんもう一度お願いできますか。   |
| 0:11:00 | 原子力機構の喜多村でございます。   |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:11:05 | 音声届いてますでしょうか、教えていただけますか。はい。ですね。   |
| 0:11:10 | こここのところの違いといたしましては大きくはですね、現状は、新規制基準に適合していない状態での閉じ込めということになります。で、                                      |
| 0:11:23 | こここのところを少し見ていただくとわかるんですけども、もともとのですね許可のところでは新規制基準に適合させるためにですね、   |
| 0:11:34 | 化学処理装置につきましても、密閉させるようなことで方針を定めてやっております。それに対しまして今回使用しないという基地を停止するというので、                                |
| 0:11:47 | 現状のふたが開いたままの状態で行きますということです。そういたしますと、こここの部分につきましては新規制基準に適合させるのではなくて、そのまま使用を停止させるということで、                |
| 0:12:01 | 現状の閉じ込め機能の範囲内で、それを維持したまま使用の停止に向かうということです。新規制基準に適合した状態で、使用の停止に向かうわけではないので、こここの記載のところが違うということになるということで、 |
| 0:12:18 | 我々、片方は、使用停止までの手順は手順という意味で書きましたけれども、こここのところの評価のところでは、  |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:12:29 | 新規制基準上の評価を満たすわけではないので書いてないと、そういうような状況で、書き分けたということでございます。 |
| 0:12:38 | 以上でございます。  |
| 0:13:12 | 規制庁赤沢ですすみませんありがとうございます。                                  |
| 0:13:17 | すいませんちょっとお待ちください。  |
| 0:16:50 | と、規制庁の伊藤ですけれども、  |
| 0:16:55 | さっきの説明の方、意図をもう少し確認をしたいんですけども、新規性基準のさっきの関係で、              |
| 0:17:05 | ご説明をいただきまして、   |
| 0:17:09 | 上部開放型のタンクだから、その三条適合との関係でいうと、                             |
| 0:17:17 | 密閉性がないから、結構、   |
| 0:17:22 | 基準要求を満たさないということをおっしゃっているってことですか。                         |
| 0:17:29 | はい、原子力高イマイです。はい。   |
| 0:17:33 | し、具体的には、今、手元評価 4.2. 2.6 の評価のところでございますが、                  |
| 0:17:45 | 今、例えば両括弧 5 号でございます。                                      |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



|         |   |
|---------|---|
| 0:17:50 | 密閉型の貯槽及び背景内廃棄し、超す物質を限定された区域に閉じ込めることができる設計とすると。  |
| 0:17:59 | いうものでございます。   |
| 0:18:03 | 繰り返してございますが、化学処理装置、上部開放型ところでございまして、   |
| 0:18:10 | 新規性基準観点では、このV E G Aの方をつけるという、   |
| 0:18:16 | そのようなものでございますが、ここについては、ここから記載を削除をしたいと考えてます。   |
| 0:18:24 | あわせて、密閉型の貯槽をするということにつきましての材料という観点での設計が両括弧2になりますが、あわせて、                                      |
| 0:18:35 | こちらについても削除する。   |
| 0:18:37 | ということでC I A考えたものでございます。   |
| 0:18:41 | 両括弧3の記載につきましては、これは各装置がございまして。そのうちからの外の漏えいのお話でございますので、処理装置とか廃液蒸発装置1 E 2、セメント固化装置等が有します廃液処理と、 |
| 0:19:01 | これのピットまたは堰の設計でございますので、こちらについては、記載を削除できると、いうふうに考えてるものでございます。                                 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:19:11 | 両括弧 1 の処理のお話でございますので、こちらはす。                              |
| 0:19:18 | はい、矢口加古  |
| 0:19:21 | 撤回廃棄物の化学処理に関わる事態ですので、削除する、できるというように考えたものでございます。          |
| 0:19:29 | えっとちょっと  |
| 0:19:30 | ページをさかのぼりまして、先ほどの三条のとじ込み機能の関係で説明をいただいていたけれども、この三条の要求に対し、 |
| 0:19:42 | 67 ページから始まる 3 条の要求の中では、どのように要求を満たすというふうに考えているのでしょうか。     |
| 0:21:06 | は板井原子カイマイです。すいません。                                       |
| 0:21:08 | 第 3 町でございますです。こちら現在ある                                    |
| 0:21:16 | 液処理棟内でございます化学処理装置を原料でございます。                              |
| 0:21:22 | 上部がない状態での閉じ込め機能、化学処理装置が有していますのは上部がない状態での取り込みというのありまして、   |
| 0:21:32 | そちらについて、表 1 度もございますがお示ししているものでございます。                     |
| 0:21:39 | 今回は、   |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:21:42 | 使用の停止に伴って、配管等の中へ配管等を使用停止となって、   |
| 0:21:52 | いわゆる閉止をすることなどを付け加えた形で、閉じ込めをお維持すると、というような形で記載をして、                        |
| 0:22:04 | 基準適合のを説明したものでございます。   |
| 0:22:11 | 麒麟的に詰めて、  |
| 0:22:20 | 従いまして、会議所としては、  |
| 0:22:29 | 基準適合という観点では、ヨーク開放型という限定した形での、   |
| 0:22:37 | 適合といいますか、条件といいますか、そのような状態であるというふうにお願いしております。                            |
| 0:22:47 | 今おっしゃられたのがその三条に対する適合の考え方で、今のところだけ聞けば、そう、そういう方針なんだろうなというふうに理解をするんですけれども。 |
| 0:23:01 | 〇〇   今はその三条との関係でおっしゃられていることと、その先ほどいただいた、その削除理由のところですかね、説明はちょっと          |
| 0:23:13 | 食い違っているのかなというふうに、   |
| 0:23:16 | 思うんですけれども。  |
| 0:23:21 | 具体的にどこが食い違ってるかって言ってあげないと分かりません。   |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:23:30 | を御説明ですと   |
| 0:23:34 | 3条は3、被災のところで、   |
| 0:23:37 | 説明いただいた。  |
| 0:23:39 | 方針の通り、  |
| 0:23:41 | 化学処理装置についても基準適合するように設計をするというふうに言<br>っていて、一方で、   |
| 0:23:48 | 記載を削除した部分については、新規制基準を満足しないので外します<br>ということで書類を一つの書類の中で双方があるような形になってるか<br>なというふうに取り取れるんですけども、 |
| 0:24:18 | 説明が一貫していないというかですね。  |
| 0:24:51 | 現状っすっす。   |
| 0:26:24 | 原子力イマイです。   |
| 0:26:27 | ええん。  |
| 0:26:30 | 記載の   |
| 0:26:35 | 考え方、述べてることが違うのではないかとこのところでございます<br>が、   |
| 0:26:56 | 三条では設計方針を、  |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:26:58 | ちょっと、  |
| 0:27:36 | あ、失礼しました。現職イマイです。  |
| 0:27:40 | 13条でご説明してます。45名の昨日の御説明適合性のご説明でございますけども、                                      |
| 0:27:50 | こちらは今、   |
| 0:27:52 | 基地を停止する、それから、システムを閉止することで閉じ込めるということで、新規制基準として適合するということを説明しようとしてるものがございます。    |
| 0:28:08 | 今、   |
| 0:28:09 | 化学処理装置の中には、廃液がございますので、それらがなくなるまでどのようにして、閉じ込め機能を維持するのかというところをご説明しているものがございます。 |
| 0:28:26 | 一方、4.2. 2.2 の設計方針、それから、この評価でございますが、満年齢型の長層ということを想定して行ってそれに対してその部分に、          |
| 0:28:42 | 種設計し、評価するのかというところでございます、   |
| 0:28:46 | ここの記載を、第3条をご説明してるところで書いてるところについては、   |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:28:56 | 相当をご説明する仕組みが異なっているというふうに認識してごさいます。  |
| 0:29:20 | はい。規制庁タツモトです。すいませんちょっとそもそものところから改めて教えて欲しいんですけども、今まで、既許可の部分ですね既許可での化学処理装置がとじ込み機能を設ける設備に入っているという整理のところから改めて教えて欲しいんですけど。 |
| 0:29:37 | 上部が開放されているにもかかわらず、この化学処理装置が閉じ込め機能を設ける設備に登録されている理由を改めて教えてもらえますか。   |
| 0:30:03 | 原子力機構の北野でございます。登記許可のところ登録されてるといいう位置付けといたしましては、開放型ではあるんですけども、  |
| 0:30:13 | タンクとしましてその中に水を止めておくと、そういう意味で限定的ではありますけれども閉じ込め機能を有するということで登録しているものです。  |
| 0:30:30 | こういった説明でよろしかったでしょうか。はい。既許可のところを教えてくださいらばと思ったので、ちょっと上は開いてるけれども、タンクが閉じ込め機能を有する設備として考えられてるってことですね。                       |
| 0:30:43 | はい。   |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:30:44 | 今回変更後の、   |
| 0:30:49 | 今の許可申請の許可の話をする、同じようにタンクの上部は入っているんだけど、   |
| 0:30:58 | 床例自体は使えません。ただ、配管の使用を停止したり系統を閉止したりっていう取り込める機能を設けるので、                               |
| 0:31:10 | 閉じ込め機能の設備の中に入れていたという理解でよろしいですか。   |
| 0:31:18 | Dで、それですね今回削除した評価の部分につきましては、新規制基準に適合している状態として表しているという位置付けでございますので、                 |
| 0:31:30 | そのところでは、化学処理装置はもうないということになりますので、削除したというものでございます。ちなみに、その三条のところの説明しているものにつきましても、    |
| 0:31:43 | 現状は、タンクは上側開放されておりますので、当然のことながら、外部事象評価等々におきましてはこのタンクからですね液体が本当に出ないのかっていうことにつきましては、 |
| 0:31:59 | 例えば竜巻ですと、負圧でもって、上側から持っていかれる可能性がありますよということで、このところにですね現在の許可ですね。                     |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:32:11 | に書かれてるところでは密閉型にして閉じ込めるということは書かれてるわけですが、それは化学処理装置を使う場合には上を閉じて密閉型にしてってということになるんですけども、 |
| 0:32:24 | 今回使用を停止するという事で、現状といいますか旧許可ですね、旧基準の状態のとじ込み企業ということにはなってしまいますけれども、                     |
| 0:32:37 | その閉じ込め機能を維持したまま使用停止に向かうというようなことを3条のところでは書かせていただいていると、そういうちょっと違いがございます。以上でございます。     |
| 0:32:53 | おそらく今   |
| 0:32:56 | 議論はちょっとごちゃついてるのはですねこの三条でのとじ込みの表の中が、衛藤。  |
| 0:33:02 | ちょっと使用停止するものと、引き続き、   |
| 0:33:07 | 使うものが、今変更後で、  |
| 0:33:11 | 1 ヤマナカで、ゴチャッと入っているところ。  |
| 0:33:15 | なので、これここ、今までの化学処理装置のとじ込み機能として説明していたことと、   |
| 0:33:22 | 今回閉止、使用停止するんだけど閉じ込み機能を維持す。  |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



|         |  |
|---------|--|
| 0:33:26 | が必要っていうところが、   |
| 0:33:29 | 何となく   |
| 0:33:31 | 同じような表を使っているのを見にくかった。  |
| 0:33:34 | 見えにくかったってとこなんですよね。後の評価の方に行くと、もう単純に消されていて、いや、あるのかないのかわからないっていうような、  |
| 0:33:45 | ところから始まっているんですけど、  |
| 0:33:51 | ちょっと待ってくださいね。  |
| 0:34:03 | そうです。  |
| 0:34:10 | 力。   |
| 0:34:17 | 繋がってる。   |
| 0:38:45 | あ、すいません渡しました規制庁のタツモトです。すいません、改めてもう1回教えて欲しいんですけど、評価の方ですね、5-328 ページ。 |
| 0:38:58 | の、後囊 (5) 。   |
| 0:39:01 | 閉じ込める設計ができるっていうのは、   |
| 0:39:04 | 先ほど来から密閉型の除草とかで書いてるのでっていうような説明がありましたけど、                            |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:39:10 | これは江藤使うもの仕様引き続き、   |
| 0:39:14 | 引き続き使用するものの装置たちを並べて閉じ込めるで閉じ込めることができる設計っていうことを記載していて、               |
| 0:39:24 | 今回、格子を停止するようなものに対する閉じ込めができる設計っていうものは、あえて書いてない。書いていないという整理でよろしいですか。 |
| 0:39:38 | はい。原子力のイマイつはい、その通りでございます。  |
| 0:39:43 | あえて書かない理由ってのは何でしたっけ。   |
| 0:39:47 | 密閉型では、   |
| 0:39:51 | 見て形じゃないのも別に書いていいという整理であれば別に書いていいんじゃないですか。密閉型のみしか書かないという整理なんですか。    |
| 0:40:01 | ワーク処理槽ちい。  |
| 0:40:04 | はですね、新規制基準に基づいた書き込み機能を、  |
| 0:40:10 | を維持するためには、   |
| 0:40:14 | いわゆる   |
| 0:40:16 | この吹き上げ応募するような措置が必要でございますので、従いまして、今回、この適合しないことから、                   |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:40:28 | 化学処理装置について評定するものでございます。                          |
| 0:40:36 | キー局、今の現在の状態では、                                   |
| 0:40:43 | 化学処理装置、E2E、                                      |
| 0:40:47 | そのものですね、上部を除いて閉じ込め機能がございますけども、いわゆる竜巻等の吹上には、      |
| 0:40:59 | 変えることができないと、いうことから、                              |
| 0:41:03 | この記載はそぐわないというふうに考えているものでございます。                   |
| 0:43:12 | 規制庁。   |
| 0:43:16 | はい。  |
| 0:43:17 | 今井さんちょっと認識確認です。                                  |
| 0:43:22 | はい。東郷の320。                                       |
| 0:43:26 | 8ページの(5)の閉じ込めの設計のところなんですけど、                      |
| 0:43:33 | もし仮にここ2化学処理装置についても閉じ込めることができる設計とすると書くとするじゃないですか。 |
| 0:43:43 | その場合は、新規制基準対応の話か(5)には書けないので、上部の密閉工事をする必要があります。   |
| 0:43:55 | そういう理解でいいですか。                                    |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:43:57 | はい。磯子イマイです。はい。  |
| 0:44:01 | 化学処理装置について、閉じ込め機能を適合させるためには、廃液処理棟の改修工事。   |
| 0:44:11 | がある前提での記載になろうかと考えます。廃止蓋、蓋、いわゆる蓋ですね。はい。従って(5)については新規規制基準対応の閉じ込め性能の<br>みが記載されている。     |
| 0:44:28 | はい。   |
| 0:44:30 | はいはいはいはい。で、今は化学処理装置は、新規性基準で一応設計方針としては密閉するというふうにしたけども、やってないからやってないっていうですね。           |
| 0:44:44 | はい。はい、わかりました。で、3条のところは、停止にあたっての<br>じ込み性能を有しているかどうかの説明なので、新規規制基準とはまた違<br>う話はしてるんですよ。 |
| 0:44:57 | という理解でいいですね。  |
| 0:44:59 | はい。はい。  |
| 0:45:01 | はい、原子力イマイです。はいその通りでございます。わかりましたあ<br>りがとうございます。                                      |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:45:09 | 古田。   |
| 0:45:38 | 規制庁金子ですすみませんたびたび。   |
| 0:45:41 | 刀禰、今日何でヒアリングをやってるかっていうの多分冒頭中澤から説明ありましたが、三条のところにワーとじ込み制度を化学処理装置<br>2、            |
| 0:45:52 | あるように書いてあり、評価のところに行くと、  |
| 0:45:56 | 化学処理装置に閉じ込め性能がありませんっていうふうな説明になって<br>いるので、そこの違いが何か、記載に誤りがあるように見えるって<br>いう、       |
| 0:46:07 | ことで、考え方を伺いしてるんですけどもその趣旨は伝わりましたか<br>ね。   |
| 0:46:14 | 原子力をイマイです。はい。出資は理解しております。はい。その答え<br>としては、3条のところろうで言ってる閉じ込め性能っていうのと、             |
| 0:46:25 | 評価のところのとじ込み性能が違う意味なんですよっていう、要は閉新<br>規性基準に関するもの等、そうじゃないところの違いなんです。そうい<br>う理解ですよ。 |
| 0:46:39 | 原則をイマイです。はい。  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:46:41 | その通りでございます。   |
| 0:46:54 | 多分申請書を見ると、そういう誤解が出ちゃうんですけど、何かその後<br>かいいを与えられるような工夫何かJ Aとして、                                   |
| 0:47:04 | できますかね。   |
| 0:47:06 | そういう誤解が生じてしまうっていうのは、多分ご理解いただけると思<br>うんですけども、なぜそんなお答えするのか理解できない。どうです<br>か。                     |
| 0:47:16 | いえ。   |
| 0:47:18 | 原子力をイマイです。いえ、   |
| 0:47:23 | ご質問がございましたように、わかりにくさがあるというところは理解<br>してございます。  |
| 0:47:33 | 補正してもらおうかどうかっていうのはちょっと置いといてですね、もし<br>工夫するとすると、何かこうしたらいいんじゃないかした方がいいんじ<br>ゃないかって何かアイデアってありますか。 |
| 0:47:47 | はい。現象解明する。はい。現状は、   |
| 0:47:53 | 1例ではございますが、   |
| 0:47:57 | 新規制基準に適合させるための状態と。  |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:48:00 | 今の状態で  |
| 0:48:05 | 除染が完了するまで、閉じ込め機能を有するという限定的な状態という<br>二つの状態があるわけですが、それがそれぞれのオオキサイ<br>で、                                  |
| 0:48:18 | なんていいますか、ここがチェックできるようなものがあればですね。   |
| 0:48:23 | ええ。  |
| 0:48:28 | は、   |
| 0:48:29 | いわゆる今説明が不足してる部分があるかと思えますんで、そこする<br>ことができればいいのかというふうには今考えてございます。  |
| 0:48:40 | 補足の仕方って何か交通エンジニアとかって何かあります。  |
| 0:48:47 | 原子力機構の北浦でございますけれどもそれは手続き上のご質問でござ<br>いまいしょうか。いえ、実際にやらしてもらおうかどうかは置いといて、実<br>際その書類を見て、その誤解が発生してしまうっていうのは、 |
| 0:49:02 | お互いの認識がいいと思えますので、  |
| 0:49:05 | もしそれを解消しないと、前に進めないということになった場合には、<br>どういう間があるかなっていうのをあらかじめちょっと知っておきたい<br>っていうだけなんです。                    |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:49:15 | <p>ですね三条の方につきましては、維持スルーとじ込み機能がですね、現状のとじ込み企業でございますので、その現状というのがわかるような、</p>  |
| 0:49:25 | <p>ところ、単純にはとじ込み機能だけじゃなくて現状の閉じ込め機能、</p>  |
| 0:49:31 | <p>というようなところろうがわかるようにすればよろしいのかなというふうに思います。その手続きにつきましてはどうするかはちょっとありますけれども、</p>   |
| 0:49:41 | <p>こういったことではないかなと思いますが。うん。わかりました。それを</p>  |
| 0:49:47 | <p>このままじゃ誤解を与えるんで、この申請書よろしくないというのであれば申請書に何かそれを記載するし、</p>  |
| 0:49:53 | <p>何か補足の説明をいただき、資料をもらえば、いいんじゃないかということであれば、そういう補足をしてもらってということです。いずれにしろ三条の方は現状の閉じ込めであり、評価のところは新規制基準を見据えた閉じ込めであるっていうことを何らかの形で示す、</p> |
| 0:50:13 | <p>ということ誤解を解消されるんじゃないかということよろしいですかね。</p>  |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



|         |   |
|---------|---|
| 0:50:17 | はい。   |
| 0:50:19 | 現状機構の北見でございますはい。その通りでございます。                             |
| 0:50:22 | はい、わかりましたありがとうございます。                                    |
| 0:51:22 | 東関成長があるとちょっと中で打ち合わせしてますんでちょっとお待ちくださいね。                  |
| 0:52:17 | すみません、規制庁の伊藤ですけれども、もう1点、ちょっとまた別の観点で確認をさせていただきたいんですけれども、 |
| 0:52:28 | 今回の移動メンタリング設備を記載を削除する、原災法対応の設備等で記載を削除するという変更を示されていまして、  |
| 0:52:41 | これ既許可の時には、その王道基準適合の説明をしていて、今回どういう考え方でもって、               |
| 0:52:53 | 放管施設について基準適合するのか。                                       |
| 0:52:58 | というのをその評価と今回とでそれぞれご説明をもう一度いただければと思うんですが、お願いできますか。       |
| 0:53:19 | いきなりきついな。   |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:53:26 | 手元に審査会合資料があるんだったらその何ページって言ってあげてこういうふうには言ってるけどって言った場合じゃない。そうですね。すいませんちょっと内容補足しますと、 |
| 0:53:38 | 例えば6月6日に行われた審査会合の資料1の中でですね、ページでいうと42ページのところに、                                     |
| 0:53:50 | 塀No.36 っていうことで、第16条関係、  |
| 0:53:56 | 御説明一番設計方針と、それに対して、今回の変更で適用するための対策ということが示されていて、                                    |
| 0:54:07 | 当間主幹のところでは平常時と事故時に分けて記載をされていて、  |
| 0:54:15 | 平常時については固定モニタリング設備で、  |
| 0:54:19 | 監視をします。   |
| 0:54:21 | それから、事故時については、固定モニタリングに加えて移動モニタリングによって、   |
| 0:54:30 | 監視をする、これでもって基準適合基準を満たすと。  |
| 0:54:35 | いうふうな説明になってきまして、今回の変更に対しては、   |
| 0:54:43 | 僕らも書いてある通りですけど、業界においては、放管施設として固定モルテン設備を設置することで、事業所及びその境界付近における、                   |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:54:54 | 放射性物質の濃度及び線量を監視し、測定することができるとしている。                 |
| 0:55:01 | いうふうにしてみますと、このことから移動ルーティング設備の削除は、                 |
| 0:55:07 | 放管室の設計方針を変更するものではないという記載になってみますと、                 |
| 0:55:19 | もう一度今回、その基準要求に対して、なぜ適合                            |
| 0:55:28 | を満たせるのかっていう考え方をもう一度確認したいなと思っていました、                |
| 0:55:37 | はい。はい。  |
| 0:55:43 | まず、平常時事故時とも、                                      |
| 0:55:48 | まず企業カーでございませけども、吉川は、その大前の規制要求の時からですね、来てモニタリング。    |
| 0:55:58 | 等を盛田に行くカー、場合によってはこのモニタリングを用いて、事故時対応するような要求があったから、 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:56:08 | 固定モニタリング等を、移動モニタリング設備のモニタリングカー、これについて、事故時の監視測定を行うというような記載をしたという経緯がありました。 |
| 0:56:25 | 今でございますけども、  |
| 0:56:28 | まず一つは、固定モニタリング設備、五つで、この事業所周辺監視区域境界のモニタリングポストで、                           |
| 0:56:39 | 所定の測定の放射線量ですとか簿量、これも監視測定できるということから、                                      |
| 0:56:50 | 基準要求規則要求を満足できているというふうに考えているもので、  |
| 0:57:00 | もう一つは、   |
| 0:57:06 | 事故時評価につきましても、公衆被ばく窓口シーベルトを超えていないと、いうことをから、いわゆる                           |
| 0:57:16 | 原子力災害ということではなく、必ずしもいろんな設備を必要としない。  |
| 0:57:24 | これは現在大手の整理というふうにして、所で、これを保有するというふう考えた、考えているものでございます。                     |
| 0:57:36 | これらのことから、固定モニタリング設備で、  |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:57:40 | 規則要求事項が満足できていると、そのように考えたものでございます。                      |
| 0:57:49 | 規制庁兼子です。確認ですけど、閉局では、事故時のモニタリングは、                       |
| 0:57:59 | 固定及び移動モニタリング設備で対応をしますというふうに、                           |
| 0:58:06 | している、固定だけでできるかどうかおいといですね、既許可では、その二つを使いますというふうにしていますよね。 |
| 0:58:14 | 今回は固定だけにしますということになると、明らかに変更になりますよね。そういう理解に間違いはないですか。   |
| 0:58:32 | はい現職イマイです。   |
| 0:58:34 | はい。  |
| 0:58:36 | 一方、  |
| 0:58:40 | になりますはい。   |
| 0:58:44 | あくまでも今井さんが今ご説明していたのは、実力値で固定だけでできるんですよという説明だけであって、      |
| 0:58:52 | 許可された内容。   |
| 0:58:56 | 許可債の許可された内容は変更になるということでもいいですよ。                         |
| 0:59:03 | やっぱり原子力はないです。  |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:59:07 | そういう理解でいいですね。  |
| 0:59:09 | はい。  |
| 0:59:48 | 規制庁金子です。関連して、土岐許可での審査での説明としては、移動モニタリング設備がないと、事故時のモニタリングはできませんという説明をしているのか。                 |
| 1:00:02 | 下に繋がっても説明できますよっていう説明をしているのか、要は既許可に、モニタリング設備、ごめんなさい移動モニタリング設備を入れてしまったのは誤りであったというそういうことですかね。 |
| 1:00:20 | はい。  |
| 1:00:29 | 次、原子力機構の北野でございます。少し経緯も含めて説明申し上げますと、  |
| 1:00:36 | 移動モニタリング設備がないと   |
| 1:00:41 | 要求を満たさないかどうかという説明までは実はいたしておりません。<br><br>これはですね旧基準の段階からですね移動モニタリング設備が入っておりまして、              |
| 1:00:52 | それはそっくりそのままですね新規性基準でも、   |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 1:00:57 | 必要といたしますか存在しておりますのでそのまま使いますということで説明したものでございます。これに対しまして、試験研究炉等々でそこから辺のところが議論されておりました、そういったときに、   |
| 1:01:13 | 廃棄物管理施設も本当にモニタリング家がいるんだろうかということで今回ですねそのところを子細に評価いたしまして、   |
| 1:01:23 | 評価でいたしますといたしますか検討いたしまして、モニタリングカーがなくても要求は満たせるということで削除という変更をさせていただいたという、こういった経緯も含めた内容でございます。以上です。 |
| 1:01:38 | 今北原さんのご説明にあった、本当に八木物管理施設でモニタリングカーが必要なんだろうかっていう議論があって、それを踏まえた変更と申しますけど多分どこでの議論ですか。               |
| 1:01:53 | 役所と機構さんの中での議論なのか、機構さんの中だけでの議論なのか、どちらですか。  |
| 1:02:01 | 中だけ機構の中だけです。  |
| 1:02:07 | 原子力庁のキタムラ機構機構の中だけでございます。  |
| 1:02:14 | わかりました。そうすると  |
| 1:02:26 | ぱっとわかりました。  |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 1:03:34 | すいません規制庁伊藤です。ちょっとこちらでも打ち合わせをしておりますので、少しお待ちください。   |
| 1:03:52 | センタータツモトすみません、1回教えてください。今野誠将はそのモニタリングのところは本部の26ページ目ですか。1回ちゃって、衛藤変更の備考欄ですね、共用設備の見直しっていうふうになってるんですけど。 |
| 1:04:09 | この共用設備の見直しっていうのは、今回の理由。   |
| 1:04:15 | 理由として、何で共用設備の見直しなんでしたっけ。  |
| 1:04:40 | はい原色をイマイです。   |
| 1:04:44 | ここでモニタリング設備につきましてH T T Rの申請設備を共用させていただくという位置付けになりますので、  |
| 1:04:54 | そういった観点から、この備考欄の理由記載してございます。  |
| 1:05:02 | もう少し詳しく教えて欲しいんですけど、1 T T Rの   |
| 1:05:08 | まず移動モニタリング設備がH T T Rと共用していて、  |
| 1:05:14 | それからこの見直しが入っているところの中でもう1個教えてもらっていいですか。  |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



|         |  |
|---------|--|
| 1:05:25 | 減少機構の北野でございますけれども、H T T Rには移動モニタリングは入ってなかったと思います。  |
| 1:05:32 | 今ですねモニタリング設備という観点では、   |
| 1:05:38 | 廃棄物管理施設、H T T Rともに、自分のものというような位置付けで出しておりますので、  |
| 1:05:46 | 両許可の設備として登録されております。これに対しまして、それですと、管理といいますか所在後の   |
| 1:05:57 | そういう見えるような点が出て参りますので、  |
| 1:06:00 | 維持基準等々が上位にある、試験研究炉が湾を本設にして、  |
| 1:06:09 | 廃棄物管理施設を共用側にするということで、今回共用設備の見直しということにしましたので、その際に、今議論になっております、では移動モニタリングカーはどうなるのだということなんですけれども、 |
| 1:06:26 | これにつきましては、廃棄物管理施設に本当に必要なのかということで見直したということで、  |
| 1:06:33 | そういたしますとすべてのものがH T T R本設のものになりまして、廃棄物管理施設が共用させていただくと、こういった位置付けにできるといことで整理したものでございます。以上でございます。  |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 1:06:51 | H T T Rに登録されていないものを、今回H T T Rと共用にするんですか。   |
| 1:07:01 | いえ、違いますH T T Rに、原子力の木山でございますけれども、H T T Rに登録されていないものを、                                      |
| 1:07:09 | どう、  |
| 1:07:11 | なので移動モニタリング設備は共用ではなくなったんです、H T T Rがないということで共用ではなくなってたんですけれども、                              |
| 1:07:21 | そのところの整合を図るためにH T T Rにないものを、   |
| 1:07:31 | 我々も落としてですね共用の考え方を直したということです。ですので我々が持っているモニタリング設備をH T T R側に付与するとこういうものではないということでございます。以上です。 |
| 1:07:49 | 江藤規制庁タツモトでずっと廃棄物にあったものを、試験の側の方に持ってく。   |
| 1:07:56 | その試験場側っていうのは、な、何の許可のことを言ってるんですか。   |
| 1:08:02 | はい。衛藤。   |
| 1:08:04 | 減少機構の北見でございますが、廃棄物管理施設のものを、  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 1:08:09 | H T T R側に持ってくるのではなくて、現状はですね、お互いに自分のものという主張の許可の内容になっております。                                       |
| 1:08:19 | お互いが自分のもので等を共用する相手がいるという書きっぷりでございまして、これをですね整理するために、H T T Rのもの、                                  |
| 1:08:32 | 廃棄物管理施設が共用させていただく。  |
| 1:08:36 | という内容に変えるというものでございます。以上です。  |
| 1:08:44 | すいません今規制庁タツモト員移動モニタリングのことだけを今聞き確認したいんですけども、移動モニタリン。   |
| 1:08:52 | 分については、もともとH T T Rには入っていません。廃棄物管理の方には今入ってます。その教育の見直しというこの理由をもって消してるのはなぜですかというのをもう1回教えて欲しいんですけど。 |
| 1:09:11 | はい。原子炉機構の喜多村でございますけれども、移動モニタリングにつきましてもですね、  |
| 1:09:18 | 我々の方が許可が早かったものですから、他の原子、大洗の許可の中でも移動モニタリング。  |
| 1:09:30 | 設備を使うであろうということで、共用というところで移動モデル説明を登録しておりました。   |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 1:09:37 | 親しいH T T Rで移動モニタリング設備をオオウチないと、といますか許可では登録しないということで、許可しましたので、  |
| 1:09:50 | そういたしますとその共用というそもそも位置付けが変わってしまいますので、今回のその共用という見直しのところで変更理由として位置付けさせていただいたものでございます。以上です。   |
| 1:10:06 | 規制庁だと思ったんです。  |
| 1:10:08 | もともとの既許可で移動モニタリング設備（1）T T R共用っていうような書きぶりが仮にあったとして、Hで使わないので、今まで、括弧H T T R共用と記載してたものを消しますという理由から明確化という説明で理解します。ただ今回は、移動モニタリング設備自体がもう消えちゃってるので、衛藤、 |
| 1:10:30 | H T T Rとかが共用とかっていう話ではなく、  |
| 1:10:34 | 廃棄物管理として、今まで許可にあったものを消すという説明が、  |
| 1:10:40 | いるのがいないのか。  |
| 1:10:43 | というところでの、   |
| 1:10:45 | でした。そちらとしてはずっと適正化です明確化ですっていうご説明をされてますけれども、  |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 1:10:54 | というところ。  |
| 1:10:56 | です。  |
| 1:11:00 | 原子炉機構の北野でございます。はい。どういったご意見なのかというのは理解いたしました。  |
| 1:11:15 | 規制庁カネコ0グー  |
| 1:11:21 | 今でもいろいろモニタリングに関するご説明を聞くとね、やっぱりね、これ適正化じゃないんじゃないのっていう気がしてきたんですけど、変更ですよ。                    |
| 1:11:32 | いかがでしょう。   |
| 1:11:38 | はい。原子炉機構の北野でございます。はい。確かに今許可されている内容から   |
| 1:11:47 | 内容では移動モニタリング設備があると、登録されてるわけでございますし、今回はそれを削るわけでございますので、そういった意味で変更というところでは理解しました。以上でございます。 |
| 1:12:02 | うん。理解しましたじゃなくて、  |
| 1:12:05 | J Aさんが適正か適正かなという説明してきたので我々もそうかなというふうな感じだったんですけど。   |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 1:12:11 | そういう説明では曖昧だという、そういうご認識があったということですか。  |
| 1:12:22 | はい減少機構の喜多村でございますけれどもその適正化という観点で申し上げますと   |
| 1:12:30 | 何といたしまして、移動モニタリング設備がそこまで、  |
| 1:12:36 | いるものではなかったんだけれどもを登録しておったということでございますので、   |
| 1:12:42 | 我々は適正化ということで説明をさせていただいております。   |
| 1:12:48 | はい、わかりました。   |
| 1:13:08 | 員から、   |
| 1:13:37 | やっぱり規制庁ナカザワです。規制庁側から確認したい点については一通りできたかなと思ってるんですけども、JAさんから何か確認していただきたい点等ございますでしょうか。 |
| 1:13:58 | 原子力をイマイです。こちらは今特にございません。   |
| 1:14:04 | ありがとうございます。  |
| 1:14:08 | 特に、何かございますでしょうか。   |
| 1:14:12 | 東京事務所の山県ですけど1件確認させてください  |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 1:14:17 | 等々ありました三条のところでございますけれども、現状閉じ込めがわかるような資料を、それが最終的に補正となるとかちょっと置いて、                   |
| 1:14:30 | 点補足説明資料というような形でご準備して、一旦その案をそちらにご確認いただくとか、そういったような対応は不要でしょう。                       |
| 1:14:46 | こっち行ってもらって、   |
| 1:15:02 | すいません。先についてはひとまずヒアリング終了ページです。申し訳ありません業界だ承知いたしました。事務手続きの話はヒアリングの内容とちょっと異なると思いますので、 |
| 1:15:17 | 一旦終了ということでよろしいですかね。   |
| 1:15:22 | 承知いたしました。   |
| 1:15:25 | それでは、本日のヒアリング終了させていただきます。ありがとうございました。   |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。